須崎市障害者施設等物価高騰対策給付金交付要綱

令和８年３月３１日
須崎市訓令第３９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価が高騰する中にあって、障害者施設等によるサービスの安定的な提供を支援するため、予算の範囲内で須崎市障害者施設等物価高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（対象事業及び支給額）

第２条　給付金の支給の対象となる事業及び支給額は、別表のとおりとする。

（支給対象者）

第３条　給付金の支給の対象となる者（以下「給付事業者」という。）は、市内において前条に規定する対象事業を行う事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設として県より指定を受けている事業所をいう。以下同じ。）を運営する法人（独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く。）とする。

（給付金の支給申請）

第４条　給付金の支給を受けようとする給付事業者は、須崎市障害者施設等物価高騰対策給付金申請書兼請求書（別記様式第１号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（給付金の支給の決定）

第５条　市長は、前条の規定により給付金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに給付金の支給の可否を決定するとともに、須崎市障害者施設等物価高騰対策給付金支給決定（却下）通知書（別記様式第２号）により給付事業者に通知するものとする。

２　市長は、支給決定をする場合において、給付金の目的に照らし、次条に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

３　市長は、第１項の規定により給付金の支給を決定したときは、速やかに給付金を支給するものとする。

（支給の条件）

第６条　給付金の支給の目的を達成するため、給付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を給付事業の終了の翌年

度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（２）市税の滞納がないこと。

（暴力団等の排除）

第７条　市長は、給付事業者が暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成２３年須崎市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当すると認めたときは、当該暴力団等に支給決定を行わないものとする。

２　市長は、支給決定した後、給付事業者が暴力団等に該当すると認めたときは、当該暴力団等に係る給付金の支給の決定を取り消し、又は既に支給されている給付金の返還を命ずることができる。

（情報の開示）

第８条　給付事業又は給付事業者に関して、須崎市情報公開条例（平成９年須崎市条例第２４号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（この訓令の失効）

２　この訓令は、令和９年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき支給された給付金については、第６条第１号、第７条第２項及び第８条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表

対象事業		支給金額
入所系	共同生活援助	１事業所当たり２０万円
通所系	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 短期入所（単独型） 児童発達支援 放課後等デイサービス	１事業所当たり１０万円。ただし、多機能型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号）第２条第３号に規定する多機能型の事業所をいう。）として複数の事業所を運営している場合は、そのうち１事業所のみを支給の対象とする。
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援	１事業所当たり１０万円
相談系	地域相談支援	１給付事業者当たり１０万円